

平成30年
第2回2月定例教育委員会議事録

平成30年2月27日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 30 年 2 月 27 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 10 時 30 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成 30 年第 1 回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
- 今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第 4 号 大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 号 大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 6 号 大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 7 号 大野城市立小中学校学校評議員運営規程を廃止する規程の制定について
- 第 8 号 平成 30 年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の委嘱について

(3) 教育長報告 福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会 (2 月) について

(4) 報告 なし

(5) その他

- ①教育長の業務報告 (1 月～2 月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 30 年 3 月分)

4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 角 敬之 安部 一枝
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員

6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也
教 育 政 策 課 長 船越 康二
教 育 振 興 課 長 森永 希代美
教 育 指 導 室 長 野口 英世
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江
教 育 政 策 課 担 当 渡邊 洋介

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前10時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより平成30年2月定例教育委員会を開会いたします。
傍聴はお聞きしておりませんので、申し出はあっておりません。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

議事録の承認に入らせていただきます。前回の1月定例会にて高木委員さんをお願いしておりましたので、署名をよろしくお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、安部委員さんをお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○安部委員

はい、承知しました。

〔議 事〕

〔第4号議案 大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

それでは、早速ながら議事に入らせていただきます。

議事、第4号議案、大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは、大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

この議案は、大野城市立小中学校におきまして、業務遂行及び学校運営をより円滑

にかつ効率的に行うことができるように改正を行うものでございます。

ページをめくって、2ページをお願いいたします。

改正の主なものについてご説明いたします。

第3条、改正前は学年の始まりの休業日を「4月1日から4月7日まで」と日にちを限っておりましたが、改正後は「4月1日から教育委員会が指定する日まで」という文言に修正しております。これによりまして、休業日の変更の届け出を出さなくていいこととなります。

続きまして、第6条と第7条でございますが、第6条は校外活動についての届け出と承認、第7条は学校外施設の利用についての届け出になっております。

現在は、学校から一步でも外に出る場合は全て届け出、宿泊を伴う場合は承認が必要となっておりますが、活動が活発になりまして、届け出を出す数が多くなり事務が多くなっておりますので、事務の軽減を図るために、改正後は宿泊を要するものだけ届け出ということにしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第21条、学校評議員の条文がありますが、学校運営協議会に移行しておりますので、学校評議員はございませんことから削除とさせていただきます。

続きまして、改正前の26条、改正後は24条となりますが、小学校、中学校に現在、既に研修主任はおりますので、規則の中に位置づけたものでございます。

5ページをお願いいたします。

改正前の第38条、日直及び宿直でございますが、現在は機械警備になりまして、日直及び宿直はございませんので、この条文を削除するものでございます。

そのほか改正に伴いまして文言を見直しましたので、文言の整理をあわせて行うものでございます。

以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第4号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしの声でございます。異議なしですので、第4号議案は承認すべきものと決めます。

〔第5号議案 大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

第5号議案、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは続きまして、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定についてご説明いたします。

提案理由ですけれども、大野城市立小中学校におきまして、業務の遂行及び学校運営をより円滑かつ効率的に行うことができますよう、先ほどの管理規則とあわせまして改定を行うものでございます。

主な内容をご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

改正後の7条に新たに規程するものとして、文書取扱担当者を置くようにさせていただきたいと思っております。これに伴いまして、第8条に、今まで文書取扱は主任が行うものとしておりましたが、文書取扱主任と担当者で文書の取り扱いをすることになり、業務の効率化にも結びつきます。

9ページをお願いいたします。

9ページの改正後の一番上ですけれども、軽易な文書であると判断したときは、公印の押印を省略することを規程しております。

主なものは以上で、そのほか文言の整理を行っております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

角委員、お願いいたします。

○角委員

16条に溶解とあるけれども、そのような消去方法というのが学校であるんですか。

○吉富教育長

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

大野城市の文書の処理の方法の一つとして、市全体の文書処理の方法の一つとして溶解というものがございます。機密文書を裁断ではなく、溶かして再利用することから、溶解という方法をとっております。

○吉富教育長

今の答弁でいいでしょうか。

どうぞ、角委員お願いします。

○角委員

学校で、それを入れておく必要があるのかどうかということです。

○吉富教育長

部長、お願いいたします。

○平田教育部長

今はできないかもしれませんが、できれば溶解をしていただいて、再利用にもっていきたい旨もありますので、文言的には入れさせていただきたいと思っております。

○吉富教育長

私からいいでしょうか。現実的に学校で取り扱い等に非常に配慮を要するものにつ

きましては、市に持ってきなさいという形で時々指導する場合がございます。そのような場合につきましては、一緒に溶解処分をするところに入れていただくことで、校長たちにはその都度申し上げております。

どうぞ、角委員お願いいたします。

○角委員

溶解は発泡スチロールとかを溶かすことはあります。紙を溶かすのは、基本的には製紙工場とかでアルカリで溶かすことはあるんですけども。少なくともそういうものを、将来的にあるかどうかわかりませんが、わざわざ学校の管理規程の中に入れておく必要があるのかどうか。ここにあるから全部同じように横並びに入れていきますというのが本当にいいのかどうかというのが。紙を溶解するのは、ほとんど市役所の中でもやらないと思います。再利用するための溶解というのは。

○森永教育振興課長

やっています。

○角委員

やっているのですか。直接的に、ここですか。

○吉富教育長

森永課長、どうぞ。

○平田教育部長

業者に全部、溶解を発注しております。

○角委員

それは紙のあれでしょう。基本的に、再生使用するという意味での溶解でしょう。

○吉富教育長

どうぞ事情を説明してください。

○森永教育振興課長

文書の規程の中に、文書の種類により再生紙に回すと。

大野城市におきましては、シュレッダーとか裁断という方法はとっておりませんので、機密文書は全て溶解に回しております。ですので、紙を裁断せずに、機密のボックスに全て入れまして、それを溶解に回しております。文書の最終的な処分の方法の一つとして、溶解という方法をとっているところです。

○吉富教育長

どうぞ、安部委員お願いいたします。

○安部委員

学校の文書の量等いろいろと考えますと、私もほかの団体でこういう文書を目にすることがあるんですが、特に教育委員会の場合は、自治体と密接な関係にあって、同時にいろいろな規定が準することも多く、今、整理してあるところだと思うんですが、やはり大きなところは再利用ですね。エコ的な視点が多くて、これを入れる方向にあるというのを他の団体でも目にします。

○吉富教育長

次の項に、秘密を要する文書、あるいは重要な文書、印影等悪用のおそれがあると認められるものは特に注意して廃棄ということで注意書きが書いてありますので、方法論まで指摘するという事で併せてのことだろうと思いますので、いかがでしょうか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第5号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第5号議案は承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

第6号議案、大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程の制定について説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

では、大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

これは、先ほど第4号議案でご承認いただきました大野城市立小中学校管理規則の条文の削除に伴いまして、引用する条文の号数が変わっておりますので、その改正を行うものでございます。改正前は24条、改正後は22条となっております。

以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。

第6号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第6号議案は承認すべきものと決めます。

〔第7号議案 大野城市立小中学校学校評議員運営規程を廃止する規程の制定について〕

○吉富教育長

第7号議案、大野城市立小中学校学校評議員運営規程を廃止する規程の制定について説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

12ページと13ページをお願いします。

第7号議案、大野城市立小中学校学校評議員運営規程を廃止する規程の制定について説明いたします。先ほど4号議案でご承認いただきました大野城市立小中学校管理規則の一部を改正に伴うものでもございます。

本件につきましては、平成25年度に学校運営協議会制度を市内小中学校に一斉に導入し、学校評議員が担っていた学校運営に関する助言等を実質的に学校運営協議会が担うことになっておりますことから、本規程を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第7号議案について、承認することに異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第7号議案は承認すべきものと決めます。

〔第8号議案 平成30年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の委嘱について〕

○吉富教育長

第8号議案、平成30年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の委嘱について説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

第8号議案は、平成30年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の委嘱についてであります。

これは、学校保健安全法及び大野城市立学校健康管理医設置要綱の規定に基づきまして、小中学校における学校医等を委嘱するものでございます。

15ページから18ページにかけて、各学校の学校医等を掲げております。内科医につきましては、児童・生徒数に応じ1名から3名。眼科医、耳鼻咽喉科、歯科医、薬剤師につきましては各校1名ずつ。それから、大規模校であります大野小学校と平野中学校を除く13校につきましては、健康管理医を1名委嘱いたします。なお、大野小学校と平野中学校につきましては産業医を設置することになりますが、この産業医につきましては推薦等の手続が若干おくれておりますので、3月の定例教育委員会で提案を差し上げます。

なお、この学校医等の委嘱期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

以上でございます。

○吉富教育長

質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第8号議案について、承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第8号議案は承認すべきものと決めます。

議案議事が終わりました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4番の教育長報告に進めさせていただきます。

資料は19ページになります。

これは既にご承認いただいて教育事務所にご報告しているところでの名簿の作成でございます。大野城市からは福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会委員として、角委員をお願いしているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、この16名は、教育事務所管内16地教委から上げられた委員の方々で構成されることになっています。下の調査研究部、各教科等で構成されるものになりますが、福岡教育事務所は4地区で構成されていますので、部員につきましては、筑紫、粕屋、宗像、糸島と、どの教科につきましても各地から一人ずつ選出し、4人ずつで構成することになっています。ご存じおきいただければと思います。

横向きにした下の図は、各教育事務所で構成するものでございます。

次のページを御覧ください。特に角委員にご負担をおかけしますが、20ページの右側、調査研究協議会の日程でございます。まずは4月25日、D会議で5月15日、F会議として6月25日と具体的に決まっておりますので、どうぞ計画の中に入れていただければと思います。

角委員、よろしいでしょうか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

どうぞよろしく願いいたします。

それから、次の資料3でございますが、新規事業として、県が今検討している案でございます。このとおりになるかまだわかりませんが、平成29年度まで市町村を支援して児童・生徒の生活環境を改善していく事業を行うもので、平成30年度は、例えば、SSW、スクールソーシャルワーカー未配置の16市町村にSSWを各1名配属してい

く事業が継続してなされるようでございます。

事業費の3分の1を県が補助していくということでございますが、いつもこのように配置はして必要性をおきながら、1年たつとこれを引き上げてまいりますので、後の負担は各地教委になり、大変不評でございます。地協連におきましても、このことはきちんと1年単位ですかと聞いてはいるのですが、いつもそのように人員だけ増やす枠をして、その後は予算等が伴わなくなりますので、そのような質問が出ているようでございます。

それから、小中学校支援として退職警察官を配置する事業も計画されている模様でございます。これは、各教育事務所1中学校校区でございますので、教育事務所管内で6人配置していただけるということです。以上、紹介です。

次のページ、これは、平成29年度にありました事業の紹介になります。放課後子ども教室、大野城市ランドセルクラブ、放課後子ども教室、大野城市ということで、アンビシャス広場がこのように活発に行われていることの紹介でございます。

それから、資料11も同じように、平成29年度の家庭教育支援チーム、教育事務所から社会教育主事などを派遣しながら、それぞれの地区での家庭教育を援助したという一覧表でございます。筑紫、大野城、下大利小学校から支援要請があつてそこに派遣されていることがあります。

中ほどの粕屋Aグループに新宮町がありますが、最近、新宮町はいろいろな大型小売店舗等を中心として多くの世帯が増えてきているので、世帯を非常にいい間柄にしていかなければならないという願いのもとで大変活発に行われている模様でございます。

次の24ページ、家庭教育を支援する社会教育主事の派遣要請があつたところについての一覧表でございます。大野城市からも他市町と同じように、懸命に家庭教育を支援する研修会、講演会という形で要請があつている模様でございます。

25ページ、子どもの読書活動充実事業で、平成29年度にあつた分の実績でございます。大野城市も子どもの読書活動を充実化させるための指導主事の要請があつております。

以上でございます。何か行事についてお尋ねがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

次に進ませていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番の報告になりますが、事務局、何かありませんか。進んでいいですか。
それでは、6番、その他に進ませていただきます。

〔その他〕

①教育長の業務報告（1月～2月分）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年3月分）

○吉富教育長

全体を通して、日程の確認はよろしいでしょうか。新年度にまたぐものが多いので、
どうぞご確認をよろしく願いいたします。何か日程等でご不安な点はございません
でしょうか。いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、平成30年第2回2月定例教育委員会を終わらせていただきます。

午前10時30分 閉会